

## 破砕業許可に係る施設指導指針

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第62条第1項に規定する施設については、本指針に基づき指導します。

### <解体自動車、若しくは圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管施設>

- みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

#### ポイント

- ◆ 解体業に係る使用済自動車の保管施設の場合と同じですが、圧縮したものと、圧縮していないものとは扱いが異なります。  
圧縮していない解体自動車は、使用済自動車と同じ保管基準、すなわち、囲いから3m以内は高さ3m以下、その内側では高さ4.5m以下とする必要があります。一方、重機により簡易プレスされた解体自動車、ソフトプレス（1軸圧縮）、Aプレス（3方縮圧縮）、サイコロプレスなど、圧縮した解体自動車は、一般的な産業廃棄物の保管基準が適用されます。
- ◆ 圧縮していない解体自動車と圧縮した解体自動車は分けて保管する必要がありますが、保管場所が十分でない場合などは、圧縮していない解体自動車を搬入後直ちに圧縮し、圧縮した解体自動車の保管場所に保管するなどの対応を行ってください。

### <破砕前処理施設>

- 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

#### ポイント

- ◆ 解体自動車の破砕前処理施設（圧縮又はせん断施設）は、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用され、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生によって生活環境の保全上支障が生じない施設であることが必要です。望ましい具体的な例として、次のようなものが考えられます。
  - ① 据え付け型施設、可動型施設（重機）の場合
    - ・破砕前処理施設を屋根・壁等があるコンクリート舗装された建物内に設置する。
    - ・重機による圧縮作業（先端部分）を屋根・壁等があり、床面をコンクリート舗装した場所で行う。また、当該作業場所や重機が動く範囲については、鉄筋コンクリートの床面を厚くする、鉄板を敷くなどの補強をする。
    - ・破砕前処理作業に伴って発生する振動の周囲への伝搬を防止するため、大型基礎設計、防振装置等により対応する。
    - ・必要に応じ、周囲に防音壁を設け、騒音が場外に漏れないようにする。
  - ② 移動型施設（プレスカーなど）の場合
    - ・圧縮作業は、周辺的生活環境に影響の少ない場所や時間帯で実施し、道路上では作業を行わない。また、床面が鉄筋コンクリート等で舗装された場所までできる限り行う。（その旨標準作業書に記載）
    - ・廃油・廃液類の漏出があった場合は、直ちにウエス等で拭き取り、現場の原状回復を図る。また、

再発防止のため、解体業者に対する廃油・廃液の確実な回収を促す。(その旨標準作業書に記載)

#### <破砕処理施設>

○ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

#### ポイント

- ◆ 自動車リサイクル法では、解体自動車は廃棄物として扱われ、その材質等から産業廃棄物に該当します。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模となることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設として知事等の設置許可が必要となります。
- ◆ 1日当たりの処理能力が5トン未満の破砕施設では、知事等の設置許可は必要ありませんが、当該施設での破砕処理も廃棄物処理法に基づく処理基準は適用され、廃棄物の飛散・流出や、騒音・振動の発生による生活環境の保全上支障が生じないように措置する必要があります。

#### <自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管施設>

○ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝((3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

#### ポイント

- ◆ 汚水の地下浸透を防止するための床面の構造は、使用済自動車の保管施設の場合と同じです。
- ◆ 排水処理施設の能力は、シュレッダーダストの保管に伴って発生する汚水の量や水質に応じた十分な能力が必要です。また、降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、地域の降水量と敷地の面積等により、処理すべき水量を計算してください。
- ◆ 側壁その他の設備として、側壁以外には自立したコンテナ等が考えられます。また、一般にシュレッダーダストは、発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

